

5情審第10号

令和5年(2023年)11月2日

審査庁

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 磯山 貴洋

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づく、  
調査審議の結果について（答申）

令和5年(2023年)6月19日付け5法第39号により諮問のあった、令和5年  
(2023年)3月30日付け審査請求に係る決定の適否について、別紙のとおり答申  
します。

## 別紙

### 答申書

#### 第1 審査会の結論

令和5年（2023年）3月23日付け4つくば公利第a号でつくば市長（以下「処分庁」という。）が行った行政文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、違法又は不当な点はなく、妥当である。

#### 第2 事案の概要

- 1 令和5年3月1日、審査請求人は、つくば市情報公開条例（平成27年条例第27号。以下「本件条例」という。）第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項（本件条例第4条第1項第2号）を「高エネ研南側未利用地について。（1 契約内容が解る書類。2 提案者、各社提出日時が解る書面。3 契約提案金額一覧（入札結果表みたいな物）。4 各社提案書一式。）」（以下「本件対象文書」という。）とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和5年3月23日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。部分開示の理由は「つくば市情報公開条例第5条第1号該当 特定の個人が識別できる又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。つくば市情報公開条例第5条第2号該当 土地売買契約書条文、各社事業計画提案内容及び提案価格など、企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」とした。
- 3 令和5年3月30日、審査請求人は、つくば市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

#### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 公共事業には公金が関わっているので市民には知る権利があり、つくば市地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表第7条にも明記してある。さらに、開示できない隠蔽体質は、犯罪行為の温床となり、官製談合を誘発する劣悪環境を作ってしまう。現に四半世紀官製談合を行った実績がある。
- 2 担当者の情報に関しては、氏名のみの開示で良く、電話番号や住所までの開示は必要ない。
- 3 価格提案書に関しては、価格を開示しただけでその企業の技術的な内容は計りかねる。
- 4 契約書に関しては、通常落札後、いかなる企業とも交わす当たり前の契約であり、開示することが企業の不利益になるとは考えにくい。
- 5 上記1～4により、開示できない隠蔽体質は犯罪行為の温床になるため、本件処分の取消しを求める。

#### 第4 処分庁の主張の要旨

- 1 審査請求人は、「つくば市地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表第7条にも明記してある。」と主張するが、これを「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行令第7条「地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表」と解釈するならば、これには公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表について定められているが、同法律で定義されている公共工事とは、建設工事である。当該案件は土地売却に係る随意契約であり、同法律に定められている公共工事には当たらない。しかし、当該案件の透明性を図る観点から、売却価格、利用用途及びイメージパース等、本件処分に係る不開示情報を除いた内容については、市ホームページで公表している。

また、本市が実施する入札及び契約に関しては、つくば市契約規則に基づき

適正に実施しており、実績の事実は確認できない。

- 2 担当者の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができてしまう。
- 3 価格提案書の買取価格及び防災備蓄倉庫年額賃貸料については、プロポーザル方式の場合、買取価格等は提案内容と一体として評価すべきものであり提案価格のみで評価することはできないことから提案者の事業コンセプト、環境対策、事業費の積算等と切り離して評価することはできない。これら一連の情報には、企業の競争力の源泉となる経営戦略や事業のノウハウが含まれているため、公にすることにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- 4 土地売買契約書については、プロポーザル公募要領とともに公表した土地売買契約書案を基に、つくば市土地開発公社と契約の相手方との協議により作成された。双方の協議により土地売買契約書案に追加された条項については、法人等の課題や経営戦略等の事業ノウハウに関する契約内容の情報であり、契約書の全文が公開されることにより、内部情報が第三者に推測されるなど、競争上の地位が害されるおそれがあることや、今後の事業運営に支障をきたすおそれがあることから正当な利益を害するおそれがある。
- 5 上記1～4により、不開示部分を公開することにより、個人に関する情報の流出及び当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるため、本件対象文書は、本件条例第5条第1号及び第2号に該当するものであるから、本件審査請求の棄却を求める。

## 第5 調査審議の過程

当審査会は、本件審査請求について、以下のとおり、調査審議を行った。

令和5年7月20日 審議

令和5年8月7日 口頭意見陳述及び審議

令和5年9月27日 審議

## 第6 当審査会の判断

### 1 検討内容

審査請求人が主張するとおり、本市の情報公開制度においては、本件条例第1条に規定する市民の知る権利を保障するとともに、市民から市政を負託された市が、市の行政活動を、市民に対して説明する責務を全うすることが求められている。

しかしながら、本件開示請求について、処分庁は、「つくば市情報公開条例第5条第1号該当 特定の個人が識別できる又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。つくば市情報公開条例第5条第2号該当 土地売買契約書条文、各社事業計画提案内容及び提案価格など、企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」として、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、処分庁は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書が本件条例第5条第1号及び第2号に該当するか否かについて検討を行う。

### 2 不開示理由について

本件条例第5条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とすることを定めている。

本件条例第5条第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公

共同体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くとし、同号アで、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開とすることを定めている。

ここでいう「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解される。

### 3 開示できない隠蔽体質は、官製談合を誘発する環境を作ってしまうとし、現に官製談合を行った実績があるという主張について

審査請求人は、つくば市地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表第7条に明記してあると主張するが、そもそも、このような規定は存在しない。

審査請求人が置き換えを認容した、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。）第7条の、地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表と解釈するならば、これには、公共工事の入札や契約の過程、契約の内容についての公表について定められているが、同法律で定義される公共工事とは、建設工事である。高エネ研南側未利用地の売却に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、土地売却に係る随意契約であり、同法律の公共工事には当たらない。

さらに、この契約はつくば市ではなく、つくば市土地開発公社との契約なので、つくば市契約規則の適用にも当たらない。

ただし、本プロポーザルの審査結果は、市ホームページで適切に公表されており、公表されている部分に関しては、本件処分においても開示がなされてい

る。

また、審査請求人は、官製談合の疑いがある旨を主張するが、争点は飽くまで、個人情報の有無及び企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの有無、すなわち、これらの文書に各社に係る独自の経営戦略やノウハウが含まれるため、公開することにより、当該社の利益、競争上の立場に影響を与えることになるかである。

以上のとおり、これらの主張は、本件処分が違法又は不当であることの理由とはならない。

#### 4 担当者の氏名を開示すべきという主張について

処分庁は、担当者の氏名については、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるものと主張する。

個人の氏名は、本件条例第5条第1号に規定する「個人に関する情報であつて、（中略）特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ同号ただし書きには該当しないことから、担当者の氏名は、担当者個人の権利利益の十分な保護を図るべきものであり、処分庁が主張するとおり、非開示とした判断は妥当である。

#### 5 価格提案書の開示をすべきという主張について

(1) 処分庁は、本件対象文書を公開すると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。その理由は、おおむね次のようである。

プロポーザル方式の場合、提案価格は、提案内容と一体として評価すべきものであり提案価格のみで評価することはできないことから、提案者の事業コンセプト、環境対策、事業費の積算等と切り離して評価することはできない。これら一連の情報には、企業の競争力の源泉となる経営戦略や事業のノウハウが含まれている。

(2) この処分庁の主張に対し、審査請求人は、価格提案書の価格だけでその企

業の技術的な内容は計りかねると反論する。

- (3) しかしながら、各社が示した提案価格に関する情報は、一般的な不動産売買における買取希望額を提示するものとは異なり、各社が行う事業に関する提案として提示したものであるから、提案者の事業コンセプト、環境対策、事業費の積算等と切り離して評価することはできない。そのため、提案価格が公表されることで、当該社が、その土地に対し、時価相当額以外でいかなる価値を見出しているかを推知させ、提案者の他での事業や経営状況などから営業上のノウハウをも推知させるという性質を有するから、それが公になれば、その競争上の地位を害するおそれがあると解するのが相当であり、2で述べた法的保護に値する蓋然性が認められる。

以上のことを総合的に勘案すると、本件対象文書を公開すると、処分庁が主張するとおり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、処分庁が非開示とした判断は妥当である。

## 6 契約書の開示をすべきという主張について

- (1) 処分庁は、本件対象文書を公開すると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。その理由は、おおむね次のようである。

双方の協議により土地売買契約書案に追加された条項については、法人等の課題や経営戦略等の事業ノウハウに関する契約内容の情報であり、本件契約書全文が公開されることにより、内部情報が第三者に推測され、今後の事業運営に支障をきたすおそれがある。

- (2) この処分庁の主張に対し、審査請求人は、通常落札後、いかなる企業とも交わす当たり前の契約であり、企業に不利益になるとは考えづらいと反論する。

- (3) しかしながら、プロポーザル方式における随意契約の特殊性を鑑み、双方の協議により追加された条項には、法人等の課題や経営戦略に関する情報が

記録されていることが推認され、本件対象文書を公開するとこれらが流出し、事業運営に支障が生じることも十分に考えられる。したがって、2で述べた法的保護に値する蓋然性が認められることから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、処分庁が非開示とした判断は妥当である。

#### 7 本件処分について

3～6のことから、本件条例第5条第1号及び2号該当を理由に行われた本件処分に違法又は不当な点はない。